

離職者生活支援給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により離職した人に対し、離職日までの3カ月分の平均月収を参考に最大10万円を支給します。

- 対象 ①～④のすべてに当てはまる人
- ① 4月1日～6月30日に離職し再就職の見込みがない
 - ② 4月1日から申請日まで引き続き市内に住民登録がある
 - ③ 3カ月以上同一の使用者に雇用されていた
 - ④ 生活保護を受給していない
- 支給額 離職直前の1カ月賃金相当額（上限10万円）

小売業・飲食店等持続支援事業補助金のお知らせ

店舗の事業継続を支援するため、家賃などの固定費を補助します。

- 対象 市内に店舗を借りている、①②のすべてに当てはまる中小法人・個人事業主
- ① 小売業、飲食店、一部のサービス業、娯楽業のいずれかを営業
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響で今年4～7月のいずれか1カ月の売り上げが前年同月比20%以上減少
- 補助金額 上限10万円



【申し込み・お問い合わせ】市役所産業振興課 TEL079-427-9635

ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために 持続化給付金「申請サポート会場」が開設されました

中堅、中小企業 小規模事業者 上限200万円 フリーランスを含む個人事業者 上限100万円

加古川会場 加古川商工会議所1F 展示ホールA
(加古川市加古川町溝之口800)

会場は完全事前予約制となっておりますので必ずご予約をお願いします。

① WEB予約

持続化給付金

検索

MENU→申請サポート会場→最寄りの会場を選択→来訪予約→「予約希望日」「希望時間」をクリック→必要項目を入力→入力内容を確認し「予約」をクリックすれば完了！！

② 電話予約

(自動音声予約システム)

☎0120-835-130 24時間予約可能
※会場コードが必要です。加古川会場は「2808」

③ 電話予約

(オペレーター対応)

☎0570-077-866 全日9時～18時
大変込み合うことが予想されますので、WEB予約や自動音声予約システムをご活用下さい。

会場にご来訪される際は必要書類をすべてご持参のうえご来場ください。

経済産業省 中小企業庁 持続化給付金コールセンター ☎0120-115-570 8:30～19:00